

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【公開番号】特開2015-143664(P2015-143664A)

【公開日】平成27年8月6日(2015.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2015-050

【出願番号】特願2014-17369(P2014-17369)

【国際特許分類】

G 04 R 60/12 (2013.01)

G 04 G 21/04 (2013.01)

【F I】

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| G 04 R | 60/12 |       |
| G 04 G | 1/00  | 3 0 7 |

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月18日(2017.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

ベゼル82の内側には、樹脂またはその他の非導電性材料で形成された環状のダイヤルリング83が配置され、ダイヤルリング83の内側には、円盤状の文字板11が配置されている。ダイヤルリング83には、例えば時刻(時)を示すバータイプの指標部材としてのインデックスが30度おきに設けられ、文字板11には、そのようなインデックスは設けられていない。ダイヤルリング83に示される情報および文字板11に示される情報は互いに異なっていればよく、図示の情報には限定されない。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

基板25の上側には、金属またはその他の導電性材料から形成された給電ピン44が設けられている。給電ピン44は、スプリングを内蔵し、グランド板90に開口された挿通孔を貫通してアンテナ体40の給電部に接触し、地板38に開口された挿通孔38b(図6参照)を貫通して基板25と接触する。したがって、アンテナ体40の給電部は、給電ピン44を介して基板25(厳密には、基板25上に設けられた配線)に電気的に接続され、基板25から所定の電位がアンテナ体40に供給されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0077

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0077】

また、本実施形態においては、ケース80は樹脂製でケース胴とベゼルが一体に形成されている。ベゼルの部分は、表面の一部が金属板のカバー86で覆われている。すなわち、電子時計の側面視においてアンテナ体40の少なくとも一部(アンテナ素子)を覆う部

分が金属で形成された部分を有している。このように、ケース80が樹脂であっても、その表面の一部が金属板のカバー86で覆われている場合には、GPS衛星20からの衛星信号の電波が、金属板のカバー86によって遮蔽される。しかしながら、本実施形態においては、アンテナ体40の誘電率よりも高い誘電率の誘電体補助部材41をケース80とアンテナ体40との間に配置することにより、強い波長短縮効果を得ることができ、アンテナ体40を小型化できる。その結果、金属板のカバー86とアンテナ体40との距離を適切に離すことができ、アンテナ体40の受信感度の劣化を防止することができる。